

静岡労働局発表
令和7年6月27日

頭撮り可

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 藤原 典子
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054 - 254 - 6315

静岡県最低賃金の改正諮問について

～ 静岡地方最低賃金審議会を7月18日に開催します～

- 1 静岡労働局長（國分 一行）は、7月18日（金）に開催される静岡地方最低賃金審議会において、静岡県最低賃金（現行時間額 1,034 円）の改正について諮問します。
- 2 静岡県最低賃金の改正に当たっては、今後、同審議会の下に専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額（全都道府県をA B C 3つのランクに分けて改定額の「目安」を提示、本県はBランク。）労働者の生計費・労働者の賃金実態・通常の事業の賃金支払い能力等の状況が記載された各種経済指標などを参考に、具体的な審議が行われます。
- 3 静岡地方最低賃金審議会の開催日時等は次のとおりです。
日時：令和7年7月18日（金）午前10時00分
場所：静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル 5階大会議室
- 4 静岡県最低賃金の推移は次のとおりです。

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
時間額	885 円	913 円	944 円	984 円	1,034 円
発効日	-	10月2日	10月5日	10月1日	10月1日
引上額	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円
引上率	- %	3.16%	3.40%	4.24%	5.08%
目安額	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円

静岡県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

5 一般の方の傍聴申し込みについては、静岡労働局ホームページをご確認ください。

6 取材を希望される方は、必ず、令和7年7月11日（金）までに、静岡労働局賃金室の担当まで電話連絡願います。

申し込み多数の場合は、入場を制限させていただく場合があります。

申込先

静岡労働局 賃金室 担当 藤原、佐藤

電話 054 - 254 - 6315

注意事項

会議冒頭に限り写真撮影及びビデオ撮影が可能です。審議中の写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。